令和２年度

年　報

朝日町教育文化施設

(朝日町歴史博物館・あさひライブラリー)

は　じ　め　に

朝日町教育文化施設は、朝日町の歴史・文化等の情報発信の場として、また、生涯学習の拠点として活動を続けてまいりました。

しかし、令和２年度は、前年に続く新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、４月 16 日には国の緊急事態宣言が発令され、当館もひと月半もの臨時休館を余儀なくされる事態となりました。再開後は皆さまに安心してご利用いただけるよう更なる感染症対策を講じ、博物館では、企画展「古文書から歴史をよみとく―江戸時代の朝日―」、「近代を生きた土佐派絵師　栗田真秀」を開催しました。また、併せて文化教養講座では「ちょっと深掘り 朝日の歴史講座」をテーマに紹介しました。

図書館では、臨時休館中のサービスとして、本の宅配サービス「おうちで本（ポン）！」、新しい生活様式に向けての新サービス「楽んチョ」などを展開し、読書環境の整備に努めました。また、コロナ禍でも「おはなし」に触れる機会を絶やさないようにと、ストーリーテリングの会「フォンターナ」、「ぽかぽか絵本」のみなさんにはボランティア活動にご尽力いただきました。

今後も当館におきましては、地域住民の皆さまに喜んでいただける事業を実施し、身近な博物館・図書館としてさらに親しんでいただけるよう施設運営を行っていきたいと考えております。

令和３年９月

朝日町教育文化施設館長

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅰ　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅱ　朝日町歴史博物館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（１）事業概要
１．常設展示　２．文化教養講座（講演会）　３．企画展　４．古文書学習会
５．俳句作品展　６．文化財調査・活用事業

（２）資料の収集と保存
１．購入資料　２．寄贈資料　３．寄贈図書　４．収蔵資料の貸出

Ⅲ　文化財保護事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（１）埋蔵文化財
１．埋蔵文化財の保護

Ⅳ　あさひライブラリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（１）事業概要
１．おはなし会　２．ストーリーテリング　３．映画会
４．夏休み宿題サポートコーナー　５．雑誌・図書リサイクル会
６．ぬいぐるみおとまり会　７．その他

（２）利用状況

Ⅴ　諸統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（１）施設利用状況

（２）日誌抄

（３）新型コロナウイルス感染症対策実績

Ⅵ　運営協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

Ⅶ　関係法規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

Ⅰ　施設の概要

構　　造　　鉄筋コンクリート一部鉄骨造
敷地面積　　13,700 ㎡
延床面積　　教育文化施設　1,917 ㎡
　　1 F　1,478 ㎡
　　博物館展示室（274 ㎡）
　　図書館閲覧室（418 ㎡）
　　事務室（93 ㎡）、収蔵庫（86 ㎡）
　　マルチビジョンコーナー、談話コーナー
　　閉架書庫、研究室、荷解作業室
　　2 F　439 ㎡
　　視聴覚室（88 ㎡）、会議室（71 ㎡）
　　小会議室、ワークショップギャラリー
　　町民ギャラリー
　　児童館　247 ㎡
　　1 F　196 ㎡
　　2 F　51 ㎡

施設概要　　電　気：受変電設備／三相 3 線 6.6kv、設備容量 300kvA　他
　　給排水：給水／直圧式　排水／屋内分流、直接放流
　　空　調：空冷ヒートポンプチラー236kw×1 台
　　空冷チラー5RT×1 台（収蔵庫）
　　単一ダクト＋ファンコイルユニット、空冷ヒートパッケージ方式、中央監視制御設備

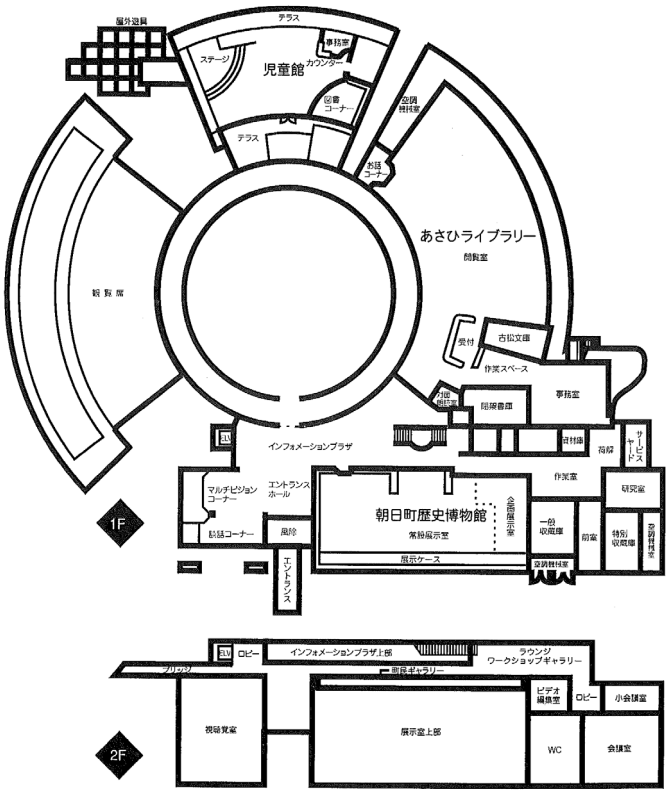

Ⅱ　朝日町歴史博物館

（1）事業概要

1．常設展示

当館では、朝日町が辿ってきた歴史の「道」をテーマに、各時代の朝日町の様子を中央屋台に展示解説し、展示室側面には「縄生廃寺三重塔模型」を中心に「縄生廃寺」の展示を行い、展示室を構成しています。また、展示室壁面ケースには、朝日町ゆかりの文化人として「橘守部」「森有節」「栗田真秀」「水谷立仙」「中村古松」を取り上げ、毎月展示替を行っています。

月	常設展示品および企画展	
4	休　館	
5	休　館	
6	新収蔵品	・栗田真秀画「大原女」　・栗田真秀画「来雁」 ・栗田真秀画「菖蒲」　・栗田真秀画「後醍醐帝御避難之図」 ・栗田真秀画「鶴と松」　・高木文仙画「風俗図」
	萬古焼	・有節萬古 色絵白魚文蓋物　・有節萬古 色絵月秋草文墨池
7	帆山唯念	・帆山唯念画「白露図」　・帆山唯念画「秋紅葉図」 ・帆山唯念画「初代森有節像」　・「煙草盆」　・『帆山唯念翁植物図』
	縄生・後藤家文書	・「コレラ流行に対する祝詞」
	萬古焼	・有節萬古 色絵白魚文蓋物　・有節萬古 色絵月秋草文墨池
8	帆山唯念	・帆山唯念画「白露図」　・帆山唯念画「秋紅葉図」 ・帆山唯念画「初代森有節像」　・「煙草盆」　・『帆山唯念翁植物図』
	縄生・後藤家文書	・「コレラ流行に対する祝詞」
	萬古焼	・古萬古 青磁雪輪盃台　・有節萬古 青磁輪花皿 ・有節萬古使用 輪花皿土型
9	橘守部	・石井光致著『害事論』　・石井光致著『修身談』 ・石井光致著『修身辯』　・橘純一編『橘守部伝記資料』 ・黒沢翁満著『源氏百人一首』（和泉書院影印叢刊）　・中島広足著『橿園集』 ・井上茶静編『俳諧職業尽』　・中村知至著『古今集遠鏡補正』
	月僊	・月僊画「群仙観月図」
	萬古焼	・古萬古 青磁雪輪盃台　・有節萬古 青磁輪花皿 ・有節萬古使用 輪花皿土型
10	橘守部	・石井光致著『害事論』　・石井光致著『修身談』 ・石井光致著『修身辯』　・橘純一編『橘守部伝記資料』 ・黒沢翁満著『源氏百人一首』（和泉書院影印叢刊）　・中島広足著『橿園集』 ・井上茶静編『俳諧職業尽』　・中村知至著『古今集遠鏡補正』
	月僊	・月僊画「群仙観月図」
	萬古焼	・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器　・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢
11	橘守部	・石井光致著『害事論』　・石井光致著『修身談』 ・石井光致著『修身辯』　・橘純一編『橘守部伝記資料』 ・黒沢翁満著『源氏百人一首』（和泉書院影印叢刊）　・中島広足著『橿園集』 ・井上茶静編『俳諧職業尽』　・中村知至著『古今集遠鏡補正』
	月僊	・月僊画「群仙観月図」
	萬古焼	・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器　・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢

12	令和２年度企画展「古文書から歴史をよみとく―江戸時代の朝日―」 会期：11 月 14 日(土)～12 月 13 日(日)	
	中村古松	・「海へそゝく」中村古松　・「大寒の」中村古松　・「山を背に」中村古松 ・「山駅を」中村古松　・「相逢ふて」伊藤其風　・「たのもしや」高橋其光 ・「月天心」高橋其光　・「遠つ峰」川口仙秋　・「まゝ事の」川口仙秋 ・「立机許可書」川口仙秋　・「小謡や」巌谷小波　・「菊紅葉」巌谷小波 ・「知十の文台」岡野知十　・「証（文台贈与）」
	橘道守	・森寛斎画、橘道守賛「須磨の秋」
	萬古焼	・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器　・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢
1	中村古松	・「海へそゝく」中村古松　・「大寒の」中村古松　・「山を背に」中村古松 ・「山駅を」中村古松　・「相逢ふて」伊藤其風　・「たのもしや」高橋其光 ・「月天心」高橋其光　・「遠つ峰」川口仙秋　・「まゝ事の」川口仙秋 ・「立机許可書」川口仙秋　・「小謡や」巌谷小波　・「菊紅葉」巌谷小波 ・「知十の文台」岡野知十　・「証（文台贈与）」
	橘道守	・森寛斎画、橘道守賛「須磨の秋」
	萬古焼	・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器　・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢
2	令和２年度企画展「近代を生きた土佐派絵師　栗田真秀」 1 月 16 日(土)～2 月 14 日(日)	
	中村古松	・「海へそゝく」中村古松　・「大寒の」中村古松　・「山を背に」中村古松 ・「山駅を」中村古松　・「相逢ふて」伊藤其風　・「たのもしや」高橋其光 ・「月天心」高橋其光　・「遠つ峰」川口仙秋　・「まゝ事の」川口仙秋 ・「立机許可書」川口仙秋　・「小謡や」巌谷小波　・「菊紅葉」巌谷小波 ・「知十の文台」岡野知十　・「証（文台贈与）」
	橘道守	・森寛斎画、橘道守賛「須磨の秋」
	萬古焼	・有節萬古 赤絵窓山水花鳥文菓子器　・有節萬古 赤絵窓山水桃花文台鉢
3	水谷立仙	・水谷立仙画「牡丹図」　・水谷立仙画「鶏図」　・水谷立仙画「十界図」 ・水谷立仙画「親鸞上人日野家宿泊之図」　・水谷立仙画「鍾馗図」
	暦	・『日本書記』　・伊勢暦　・三嶋暦　・南部暦　・橘南谿著『東遊記後編』
	萬古焼	・有節萬古 紅葉文食籠　・有節萬古 刷毛目水指

２．文化教養講座（講演会）

博物館事業の一環として、文化教養講座と題して講演会を行っています。今年度は、「ちょっと深掘り 朝日の歴史講座」と題して、橘守部の学説や朝日に残る古文書を紹介する講演会方式の講座を３回開催しました。

◇第１回

日時：令和２年９月 26 日（土）午前の部：10:00～11:30
午後の部：14:00～15:30
講師：長谷川 昇平 当館学芸員
演題：「橘守部と万葉遺跡－曝井のなぞ－」
参加人数：午前の部 14 人　午後の部 14 人

◇第２回

日　時：令和２年 11 月 21 日（土）午前の部：10:00～11:30　午後の部：14:00～15:30
講　師：浅川 充弘 当館次長
演　題：「古文書をよみとく－江戸時代の朝日－」
参加人数：午前の部 21 人　午後の部 22 人

◇第３回

日　時：令和３年２月 13 日（土）午前の部：10:00～11:30　午後の部：14:00～15:30
講　師：浅川 充弘 当館次長
演　題：「橘守部の学問－日本書紀研究－」
参加人数：午前の部 23 人　午後の部 15 人

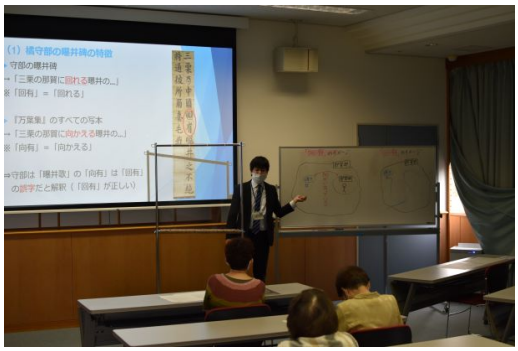

第１回文化教養講座

第２回文化教養講座

第３回文化教養講座

３．企画展

◇令和２年度企画展「古文書から歴史をよみとく―江戸時代の朝日―」

開催趣旨

　朝日町歴史博物館において実施している古文書学習会が 15 年目を迎え、例年多くの参加者が受講し、貴重な歴史史料である古文書への関心の高さが窺えます。併せて当館も開館 23 年を迎え、この間、開館以前より所蔵していた小向村庄屋文書以外にもまとまった古文書群が所蔵されるようになりました。そこで、本展では歴史を探る基本史料である古文書をテーマに取り上げ展示会を開催しました。朝日町歴史博物館が所蔵する地元に関連する資料だけでなく、歴史上著名な人物が関係する古文書などを展示することにより多くの方に古文書や歴史の魅力を伝える契機としました。

会期：令和 2 年 11 月 14 日（土）～12 月 13 日（日）（30 日間）

入館料：無料

主催：朝日町歴史博物館

入館者数：572 人

◇令和 2 年度企画展「近代を生きた土佐派絵師　栗田真秀」

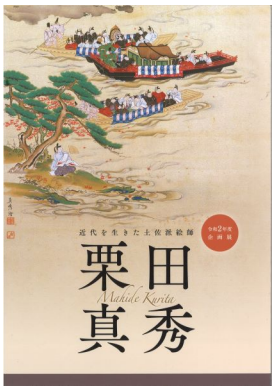

開催趣旨

　令和 3 年は当町出身の日本画家栗田真秀が誕生してちょうど 150 年になる節目の年です。真秀が活動した近代という時代は江戸時代以来の流派の壁を超え、様々な流派の画風や西洋画の技法を取り入れ、作品制作において「個性」を重視する画家たちが評価されるようになった時代でした。しかし、真秀はそうした時代の流れに逆行し、土佐派の画風を忠実に継承し、土佐派の「伝統」を固持するかのような作品制作を展開しました。本企画展では、師弟関係や交友関係などに触れつつ、真秀の画業を紹介することで、郷土が生んだ日本画家栗田真秀の顕彰を図ることを目的として開催しました。

会　期：令和 3 年 1 月 16 日（土）～2 月 14 日（日）（30 日間）

入館料：無料

主催：朝日町歴史博物館

入館者数：741 人

４．古文書学習会（初級編）

「古文書に親しみたい」「古文書を少しでも読めるようになりたい」という方を対象に学習会を開催しました。

		開 催 日		参加人数
第１回		令和２年	５月 19 日(火)	中止
第２回	１部		６月 23 日(火)	13 人
	２部		７月７日(火)	４人
第３回	１部		８月 18 日(火)	８人
	２部		９月８日(火)	６人
第４回	１部		10 月６日(火)	５人
	２部		10 月 13 日(火)	６人
第５回	１部		11 月 17 日(火)	７人
	２部		11 月 24 日(火)	８人
第６回	１部	令和３年	１月 19 日(火)	７人
	２部		１月 26 日(火)	７人
第７回	１部		３月９日(火)	８人
	２部		３月 16 日(火)	５人

※時間は全て 14:00～15:30　場所：視聴覚室

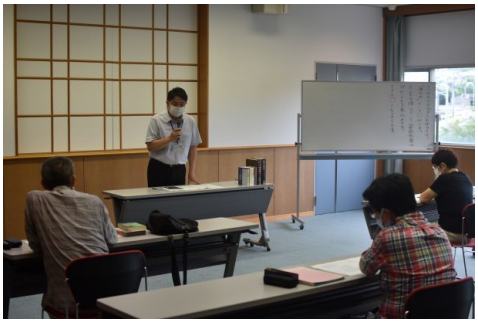

古文書学習会の様子

５．俳句作品展「未来の俳人たち」

朝日中学校３年生･小学校６年生の俳句作品の展示を教育文化施設のインフォメーションプラザで行いました。

◇朝日中学校３年生－155 人－期　間：令和２年８月 12 日(水)～９月６日(日)
◇朝日小学校６年生－179 人－期　間：令和３年２月３日(水)～２月 28 日(日)

朝日中学校３年生

朝日小学校６年生

６．文化財調査・活用事業

収蔵資料の整理・撮影、WEB サイト掲載資料の追加などを行いました。また、今年度も引き続き有節萬古製作に使用した急須木型の図化に取り組みました。

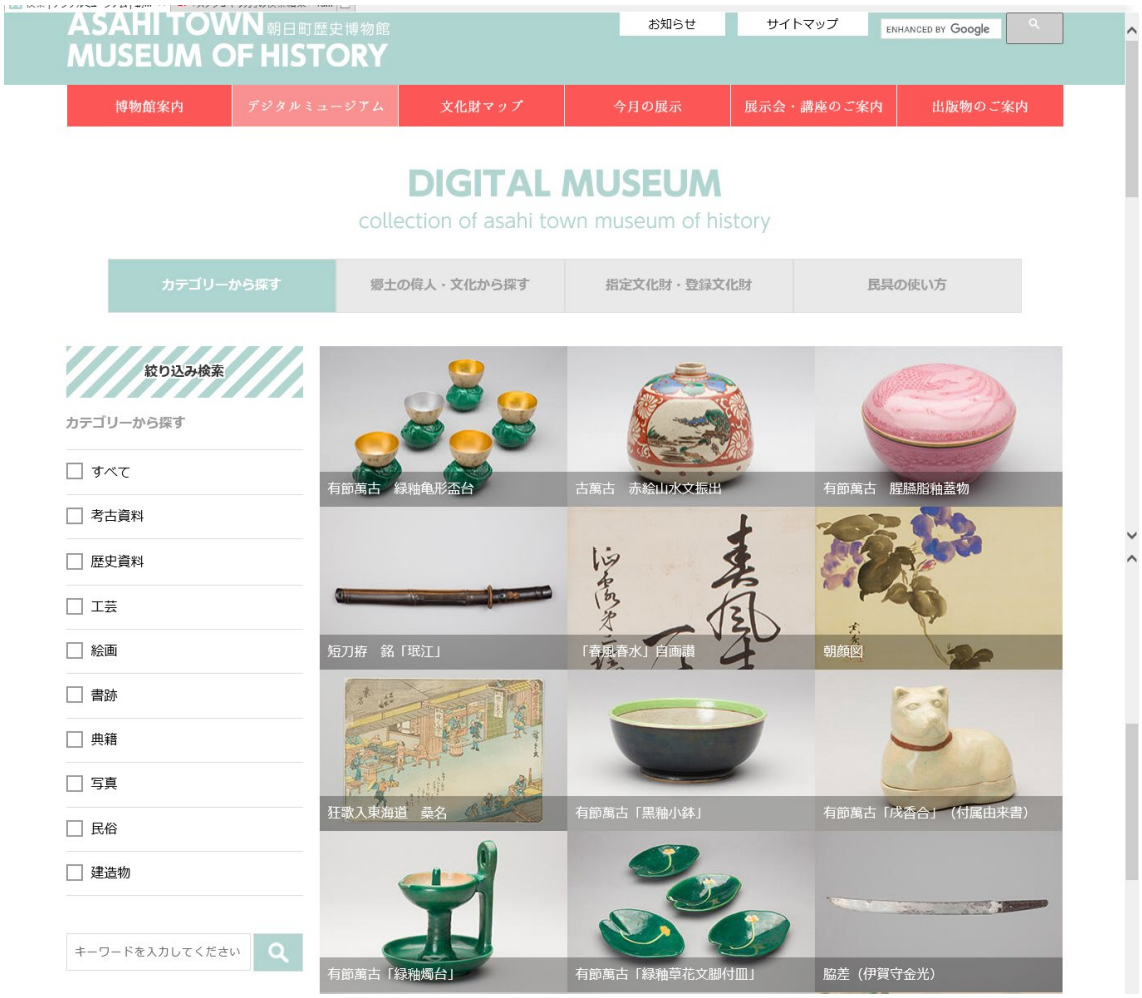

（２）資料の収集と保存

１．購入資料

資　　料　　名	点　　数
『〔三十六番歌合〕』	1

２．寄贈資料

資　　料　　名	点　　数
植松遺跡出土　石斧	1

３．寄贈図書

【県内】

書　名	発行･編集
第35回企画展日本書紀編さん1300年　ヤマトタケルーその愛と死ー	亀山市歴史博物館
桑名藩家臣団と藩領社会	清文堂出版
特別企画展　三重刀剣紀行-甦る村正の煌めき-	桑名市博物館
桑名市博物館紀要第12号	桑名市博物館
桑名市博物館紀要第13号	桑名市博物館
桑名市博物館紀要第14号	桑名市博物館
科研費調査報告展　伊勢商人川喜田家への手紙-数寄のつながり-	公益財団法人　石水博物館
令和元年度皇學館大学研究開発推進センター年報　第7号	皇學館大学研究開発推進センター
皇學館大学研究開発推進センター紀要　第7号	皇學館大学研究開発推進センター
平成30年度発掘調査概報　史跡斎宮跡	斎宮歴史博物館
斎宮跡発掘調査報告Ⅲ　下園東区画の調査　遺構編	斎宮歴史博物館
斎宮歴史博物館研究紀要30	斎宮歴史博物館
斎宮と古代国家～飛鳥・奈良時代の斎宮を探る～	斎宮歴史博物館
三重県志摩市遺跡地図	志摩市教育委員会
「安宅氏城館跡」史跡指定記念報告会　熊野水軍安宅氏の築いた城館群	白浜町教育委員会
伊勢国府跡22	鈴鹿市
史跡伊勢国分寺跡保存整備事業報告書	鈴鹿市
鈴鹿市考古博物館年報第21号　平成30年度版	鈴鹿市考古博物館
特別展　塩を作り、運ぶ～伊勢湾をめぐって～	鈴鹿市考古博物館
鈴屋学会報第37号	鈴屋学会
津市民文化14号	津市
津市文化財年報12	津市教育委員会
津市文化財年報13	津市教育委員会
津市文化財年報14	津市教育委員会

書　名	発行･編集
津市高茶屋四丁目　小森城跡発掘調査報告	津市教育委員会
津市久居西鷹跡町　久居城下町遺跡(第 11 次）発掘調査報告	津市教育委員会
津市西丸之内　津城跡(第 4 次）発掘調査報告	津市教育委員会
平成 30 年度市内遺跡発掘・確認調査報告	津市教育委員会
令和元年度市内遺跡発掘・確認調査報告	津市教育委員会
鳥羽水族館年報№16	鳥羽水族館
TOBA　SUPER　AQUARIUM　NO.77	鳥羽水族館
藤原岳自然科学館館報　藤原岳　第 42 巻	藤原岳自然科学館
蝦夷漫画	松浦武四郎記念館
松阪市史料叢書第八集　小津清左衛門長柱日記(八）	松阪市産業文化部
三重県史　通史編　中世	三重県
三重県史　通史編　近世 2	三重県
三重県史研究　第 36 号	三重県
三重県資料叢書　津藩士稲葉小左衛門日記	三重県
旧三重県立博物館・旧三重県立図書館建造物調査報告	三重県環境生活部文化振興課
三重県文化財保存活用大綱	三重県教育委員会
三重県の文化財保護　令和元年度（平成 31 年度）	三重県教育委員会
レトロでステキな三重の国登録有形文化財建築物	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
三重県総合博物館年報通巻 5 号　2018	三重県総合博物館
三重県総合博物館年報 2019　通巻 6 号	三重県総合博物館
三重県総合博物館資料叢書№7	三重県総合博物館
三重県総合博物館研究紀要№7	三重県総合博物館
寺田遺跡（第 3 次）発掘調査報告～度会郡玉城町佐田～	三重県埋蔵文化財センター
樋口遺跡・西村遺跡(第 2 次）発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
東海環状自動車道建設事業に伴う四辻遺跡・日尾塚状地発掘調査報告-いなべ市北勢町-	三重県埋蔵文化財センター
平成 31（令和元）年度三重県埋蔵文化財年報	三重県埋蔵文化財センター
市場庄遺跡(第 2 次）発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
蓮花寺跡発掘調査報告～度会郡度会町棚橋～	三重県埋蔵文化財センター
北野遺跡(第 12 次）・曽根崎遺跡（第 3・4 次）・鱗尾城跡・平尾遺跡　発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
仲屋敷遺跡発掘調査報告－亀山市安阪山町－	三重県埋蔵文化財センター
鉄砲塚遺跡発掘調査報告-度会郡玉城町勝田-	三重県埋蔵文化財センター
大木ノ輪遺跡(第 6 次）発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
浄土寺城跡発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
上山遺跡発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター

書　名	発行･編集
筆ヶ崎古墳群・筆ヶ崎西遺跡（第 2・3・6 次）発掘調査報告－四日市市小牧町－	三重県埋蔵文化財センター
小牧南遺跡(第 2・3 次）発掘調査報告－四日市市小牧町－	三重県埋蔵文化財センター
小ブケ遺跡(第 4 次）・石名田遺跡・柳垣内遺跡(第 2 次）発掘調査－津市安濃町多－	三重県埋蔵文化財センター
松坂城下町遺跡(第 1～9 次）発掘調査報告～松阪市本町～	三重県埋蔵文化財センター
三重大史学 第 20 号	三重大学人文学部考古学・日本史・東洋史研究室
三重の文化と社会研究センタージャーナル TRIO　1 号	三重大学人文学部三重の文化と社会研究センター
多様な個性でつむぐ地域の学び創造事業活動の記録	みえむプロジェクト実行委員会
史跡斎宮跡　平成 30 年度現状変更緊急発掘調査報告	明和町
三重県明和町　第 5 次坂本古墳群発掘調査概要	明和町
佐田西出天王さんのお社塔	明和町日本遺産活用推進協議会
宇爾櫻神社　天王踊	明和町日本遺産活用推進協議会
上村・池村の道切り行事	明和町日本遺産活用推進協議会
志貴の精霊相撲　中村の安産祈祷相撲	明和町日本遺産活用推進協議会
四日市公害と環境未来館　常設展示図録	四日市公害と環境未来館
むかしのくらし読本 6　伊勢湾台風	四日市市立博物館
2015～2019 年度科学研究費補助金（基盤研究 B）　伊勢商人の文化的ネットワークの研究-石水博物館所蔵書簡資料をもとに-　研究成果報告書	

【県外】

書　名	発行･編集
伊勢崎市文化財調査報告書第 132 号　伊勢崎城跡 2	伊勢崎市
伊勢崎市文化財調査報告書第 135 号　喜多町遺跡 4	伊勢崎市
伊勢崎市文化財調査報告書第 133 集　千木遺跡下茂呂古墳群 2	伊勢崎市
伊勢崎市文化財調査報告書第 136 集　平成 30 年度市内遺跡確認調査報告書	伊勢崎市教育委員会
稲沢市史資料第五十編　祖父江支所・平和支所地区　地誌	稲沢市教育委員会
平成 30 年度国庫及び県費補助事業に伴う市内遺跡発掘調査等事業　静岡県磐田市市内遺跡発掘調査報告書	磐田市教育委員会

書　名	発行･編集
富山県魚津市　市内遺跡試掘調査報告書	魚津市教育委員会
富山県　魚津市埋蔵文化財分布調査報告６	魚津市教育委員会
岡山大学埋蔵文化財調査研究センター紀要 2018	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター
令和元年度市内遺跡調査概要報告書	春日井市教育委員会
群馬県伊勢崎市　下渕名遺跡 14	株式会社シン技術コンサル
鎌倉 128・129	鎌倉文化研究会
愛知県蒲郡市蒲形陣屋発掘調査報告書	蒲郡市教育委員会
土浦市　上高津貝塚ふるさと歴史の広場年報第 26 号　2019 年度	上高津貝塚ふるさと歴史の広場
アイヌ民族：歴史と現在（小学生向け）	公益財団法人アイヌ民族文化財団
アイヌ民族：歴史と現在（中学生向け）	公益財団法人アイヌ民族文化財団
【教師用指導書】アイヌ民族：歴史と現在	公益財団法人アイヌ民族文化財団
下関市立歴史博物館研究紀要第 1 号	下関市立歴史博物館
研究紀要第 9 号　田原の文化第 43 号	田原市博物館
令和元年度特別展示　神と仏が宿る里－北信濃の山寺－	長野市立博物館
長野市立博物館　紀要第 18 号(自然系)	長野市立博物館
長野市立博物館　紀要第 20 号(人文系)	長野市立博物館
長野市立博物館　紀要第 21 号(人文系)	長野市立博物館
長野市立博物館収蔵資料目録　民俗 6　左治木家資料	長野市立博物館
長野市立博物館収蔵資料目録　自然 7　中沢登関連資料・田中静人太陽観測スケッチマイクロフィルム・松代群発地震関連資料	長野市立博物館
埋蔵文化財ニュース 178	奈良文化財研究所　埋蔵文化財センター
埋蔵文化財ニュース 179	奈良文化財研究所　埋蔵文化財センター
埋蔵文化財ニュース 180	奈良文化財研究所　埋蔵文化財センター
埋蔵文化財ニュース 181	奈良文化財研究所　埋蔵文化財センター
2019 年度第 9 回写真展　私がとらえた大和の民俗-つくる-	奈良民俗写真の会
令和元年度成田山文化財団年報第 11 号	成田山仏教図書館　成田山霊光館　成田山書道美術館
南山大学人類学博物館紀要	南山大学人類学博物館
幕末から明治のくらし～転換期に生きた丹波の人びと～	南丹市立文化博物館
南丹市立文化博物館収蔵資料目録第 7 集　ランプ・夜を彩る文明の華－江上進コレクション－	南丹市立文化博物館
八木城と内藤氏－戦国争乱の丹波－	南丹市立文化博物館

書　名	発行･編集
森本晴雲－詩墨画の世界－	南丹市立文化博物館
日吉ダムのあゆみ－川とともに暮らした人びと－	南丹市立文化博物館
年報・紀要　平成 31 年度(令和元年度)	半田市立博物館
東近江市埋蔵文化財調査報告書第 37 集　市内遺跡の調査	東近江市教育委員会　東近江市埋蔵文化財センター
東近江市埋蔵文化財調査報告書第 38 集　愛東宮ノ前遺跡・中沢遺跡（30・31 次）・能登川石田遺跡(35 次）・小田苅遺跡・斗西遺跡(32 次)	東近江市教育委員会　東近江市埋蔵文化財センター
東近江市埋蔵文化財調査報告書第 39 集　上山神社遺跡(第 2 次)	東近江市教育委員会　東近江市埋蔵文化財センター
東近江市指定史跡伊庭御殿遺跡総合調査報告書	東近江市教育委員会　東近江市埋蔵文化財センター
群馬県伊勢崎市　南原遺跡 15	有限会社大谷不動産・有限会社毛野考古学研究所
奈良県吉野郡吉野町　西谷自治会所蔵文書調査報告書	吉野町
あいちのたてもの　いのりのば編	愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会
岡山大学構内遺跡発掘調査報告第 36 冊　鹿田遺跡 14-第 17 次調査-	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター
春日井市遺跡解説パンフレットその 6　南東山古墳-古墳から伽藍へ、古墳時代から律令時代への胎動-	春日井市教育委員会
第 23 回企画展　古代から中世へ－常陸における社会と文化の変動期－	上高津貝塚ふるさと歴史の広場

４．収蔵資料の貸出

展示期間	資　料　名	目　　的	申　請　者
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	縄生廃寺出土舎利容器レプリカ	国指定史跡 久留倍官衙遺跡ガイダンス施設への常設展示	四日市市
令和 3 年 3 月 26 日～令和 3 年 5 月 16 日	縄生廃寺出土舎利容器、縄生廃寺出土複弁蓮華文軒丸瓦	特別展「壬申の乱」における展示および刊行物への写真掲載	岐阜市歴史博物館

Ⅲ　文化財保護事業

（1）埋蔵文化財

1.埋蔵文化財の保護

開発行為と埋蔵文化財の保護を円滑に実施するため、窓口等において埋蔵文化財包蔵地の照会を行っています。令和２年度に実施した分布調査・工事立会は以下のとおりです。

【分布調査】

No	調 査 地	実施日	事 業 者	工事内容	調査面積	結 果
1	朝日町大字柿字東廻り 173 番	令和３年３月 20 日	山本行政書士事務所		1021.43 ㎡	遺物なし

【工事立会】

No	調 査 地	実施日	事 業 者	工事内容	調査面積	結 果
1	朝日町大字柿地内	令和２年６月３日、７月 29 日	東邦瓦斯(株)	ガス管新設撤去掘削工事	33.2 ㎡	遺構・遺物なし
2	朝日町大字天神山 2533 番地内	令和２年８月 19 日	中部電力パワーグリッド(株)	電柱新設工事	0.8 ㎡	遺構・遺物なし
3	朝日町大字天神山 2533 番地内	令和２年８月 19 日	中部電力パワーグリッド(株)	電柱新設工事	0.4 ㎡	遺構・遺物なし

Ⅳ　あさひライブラリー

(1)事業概要

1. おはなし会
ボランティア「ぽかぽか絵本」さんによる「乳幼児向けおはなし会」。手遊び、絵本・紙芝居の読み聞かせなど。
日　　時：　令和2年10月28日（水）、12月23日（水）　10:00～（20分程度）
場　　所：　視聴覚室
対　　象：　乳幼児、保護者
参加人数：　28人

2. ストーリーテリング
ボランティア「フォンターナ」さんによるストーリーテリング
日　　時：　令和2年10月18日（日）、令和3年2月21日（日）　11:00～11:30
場　　所：　視聴覚室
参加人数：　19人

3. 映画会
春休み映画会
日　　時：　令和3年3月27日（土）　14:00～15:00
タイトル：「おれたちともだち」
場　　所：視聴覚室
参加人数：　8人

4. 夏休み宿題サポートコーナー
課題図書の展示
日　　時：　令和2年8月1日（土）～8月23日（日）
場　　所：　図書館

5. 雑誌・図書リサイクル会
不用になった雑誌・図書を無料で利用者の方々に譲渡
日　　時：　令和2年11月1日（日）・3日（祝・火）　9:00～13:00
場　　所：　視聴覚室
参加人数：　106人

6. ぬいぐるみおとまり会
ぬいぐるみと一緒におはなし会に参加した後、ぬいぐるみを預かり、
閉館後の図書館で探検や読書をしている様子を写真に撮影しプレゼント。
日　　時：　令和3年2月27日（土）～2月28日（日）
場　　所：　図書館
参加人数：　10人

「雑誌・図書リサイクル会」の様子

「ぬいぐるみおとまり会」の様子

7. その他

◇新型コロナウイルス朝日町独自支援策

本の宅配サービス「おうちで本（ポン）！」
実施期間： 令和2年5月7日（木）～6月2日（火）
対　　象： 朝日町在住の方
宅配件数： 90件
貸出冊数： 928冊
貸出人数： 123人

◇図書館パワーアップ事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業）

年齢別、テーマ別に5冊セットにして貸出すサービス「楽んチョ」開始。
実施開始： 11月
セット数： 100セット
貸 出 数： 141セット

「おうちで本！」の宅配

“気楽にチョイス　楽しく読書”を
モットーに展開する「楽んチョ」

(2)利用状況

1．分類別所蔵資料数内訳表

単位：冊

	令和3年3月31日現在	所蔵割合%	令和2年3月31日現在	所蔵割合%
0　総記	1,311	2	1,323	2
1　哲学	1,382	2	1,405	2
2　歴史	4,097	7	4,206	7
3　社会	4,272	7	4,335	7
4　自然	2,576	4	2,568	4
5　工学	2,987	5	3,183	5
6　産業	1,182	2	1,182	2
7　芸術	4,847	8	4,900	8
8　言語	671	1	670	1
9　文学	5,532	9	5,505	9
F　小説	6,512	11	6,503	11
一般書合計	35,369	58	35,780	59
K　児童	12,883	21	12,812	21
E　絵本	8,232	13	7,700	13
P　紙芝居	394	1	391	1
児童書合計	21,509	35	20,903	34
AV資料	1,189	2	1,180	2
雑　誌	2,973	5	2,907	5
全資料合計	61,040	100	60,770	100

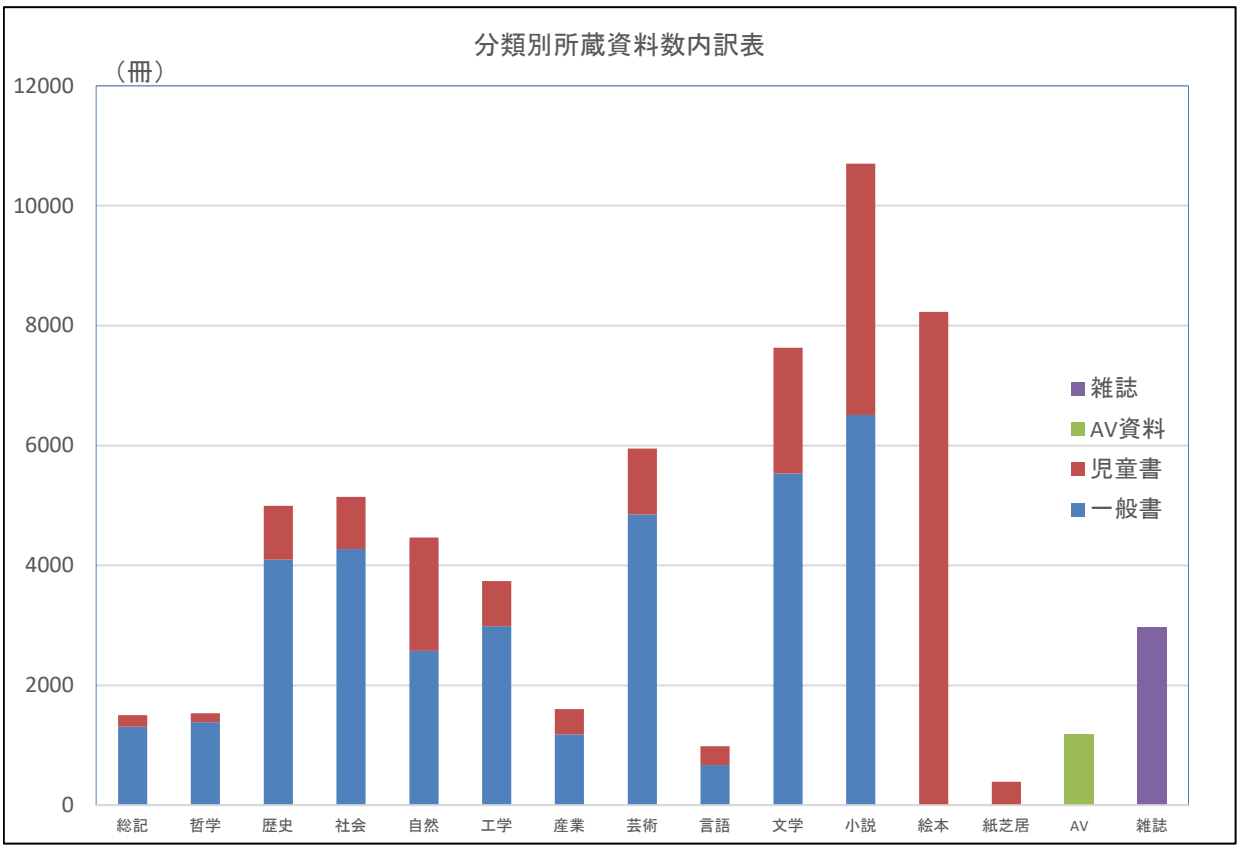

2. 登録者数

単位：人

男　性	2,330
女　性	4,145
合　計	6,475

団　体	22

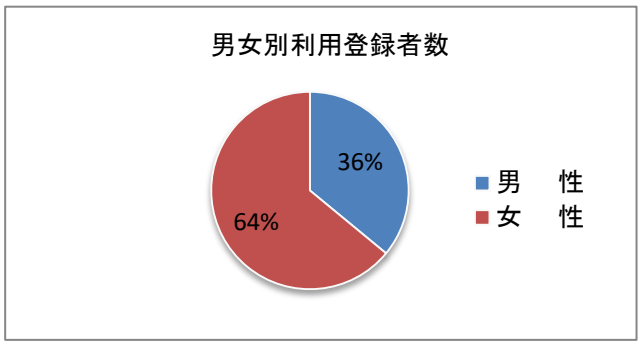

3. 地区別登録者数

単位：人

縄生	429
朝日ヶ丘	141
小向	398
柿	842
山王谷	14
埋縄	215
白梅西	345
向陽台	630
白梅東	614
川越町	329
四日市市	1,735
桑名市	719
その他	64
合計	6,475

団体	22

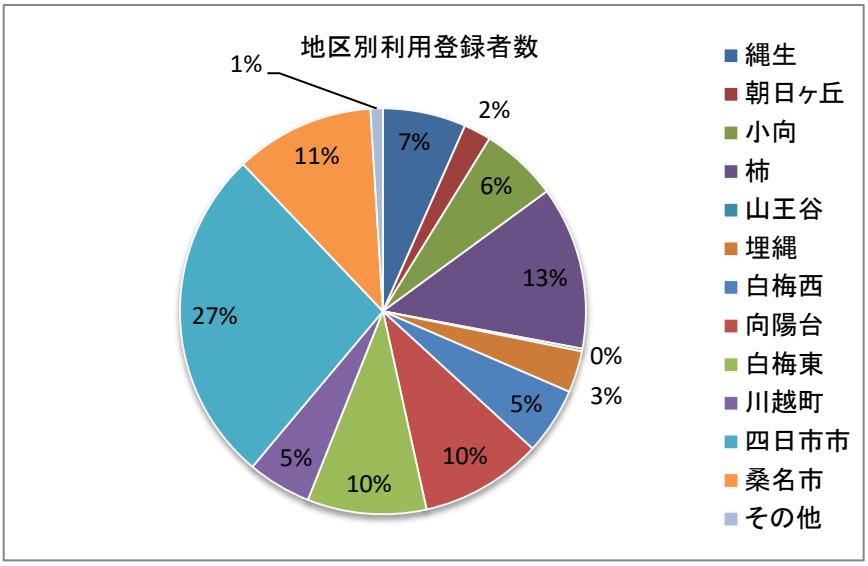

4. 年齢別登録者数

単位：人

	男性	女性	合計
0～ 6	60	66	126
7～ 9	126	135	261
10～12	202	256	458
13～15	231	264	495
16～18	238	276	514
19～22	154	175	329
23～29	99	220	319
30～39	121	571	692
40～49	389	1,064	1,453
50～59	282	558	840
60～69	143	259	402
70～	285	301	586
合計	2,330	4,145	6,475

団体	22

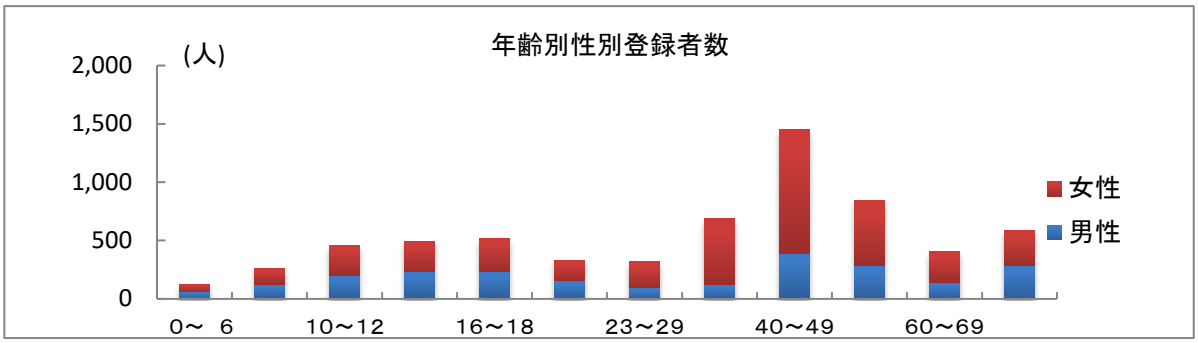

5. 分類別貸出冊数

単位:冊

	令和2年度貸出冊数	貸出割合%	平成31年度貸出冊数	前年比%
0　総記	450	0.7	478	94.1
1　哲学	816	1.3	916	89.1
2　歴史	1,352	2.1	2,635	51.3
3　社会	1,392	2.2	1,841	75.6
4　自然	1,431	2.3	1,625	88.1
5　工学	1,721	2.7	2,204	78.1
6　産業	433	0.7	627	69.1
7　芸術	2,653	4.2	2,999	88.5
8　言語	270	0.4	274	98.5
9　文学	1,420	2.3	1,867	76.1
F　小説	9,032	14.3	11,224	80.5
一般書合計	20,970	33.3	26,690	78.6
児童書	19,151	30.4	23,547	81.3
絵本	16,376	26.0	17,517	93.5
紙芝居	258	0.4	291	88.7
雑誌	6,308	10.0	7,637	82.6
全資料合計	63,063	100	75,682	83.3

6. 年齢別貸出冊数

単位:冊

0～ 6歳	3,488
7～ 9歳	6,320
10～12歳	6,392
13～15歳	1,551
16～18歳	560
19～22歳	399
23～29歳	711
30～39歳	11,104
40～49歳	12,977
50～59歳	5,051
60～69歳	4,946
70～ 歳	7,505
団体	2,059
合計	63,063

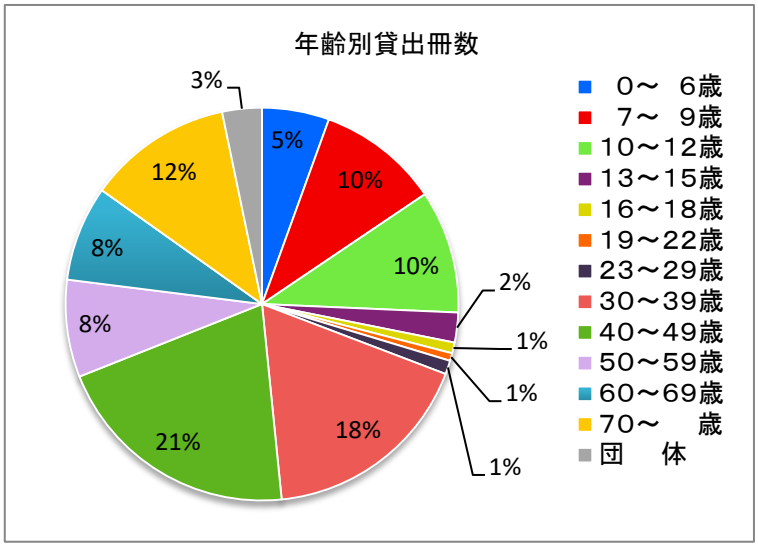

7. 地区別貸出冊数

単位:冊

地区	貸出冊数 男	貸出冊数 女	貸出冊数 地区別計	割合(%)
縄生	903	3,078	3,981	6
朝日ヶ丘	877	1,756	2,633	4
小向	1,065	2,814	3,879	6
柿	4,116	8,893	13,009	21
山王谷	0	0	0	0
埋縄	376	965	1,341	2
白梅西	846	744	1,590	3
向陽台	2,788	5,245	8,033	13
白梅東	1,999	3,238	5,237	8
川越町	1,644	1,100	2,744	4
四日市市	3,793	7,698	11,491	18
桑名市	1,920	4,507	6,427	10
その他	291	348	639	1
団体	――	――	2,059	3
合計	20,618	40,386	63,063	100

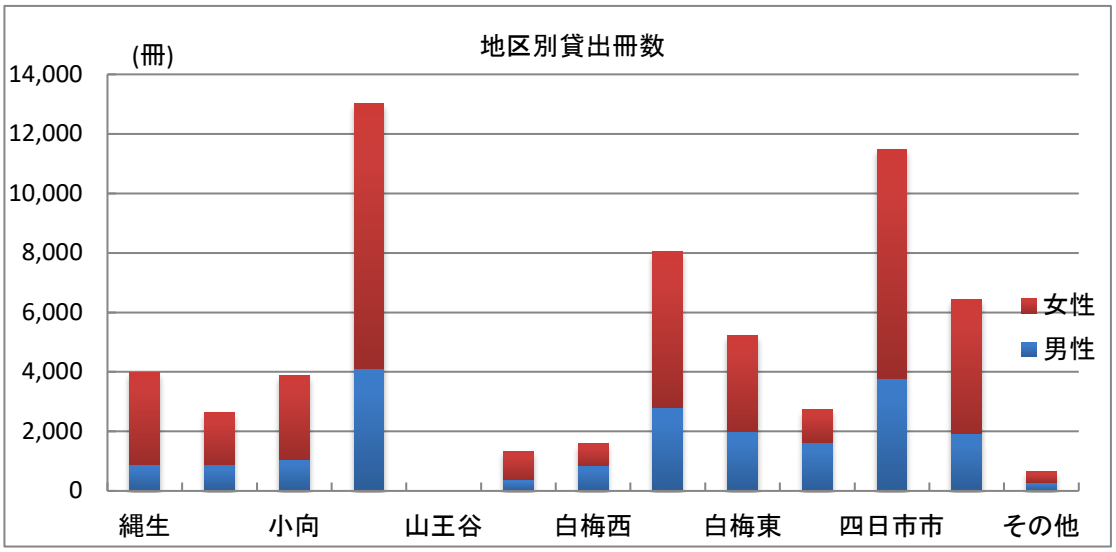

8. 曜日別貸出冊数

単位:冊

月曜日	0
火曜日	7,286
水曜日	9,182
木曜日	7,356
金曜日	6,098
土曜日	17,203
日曜日	15,938
計	63,063

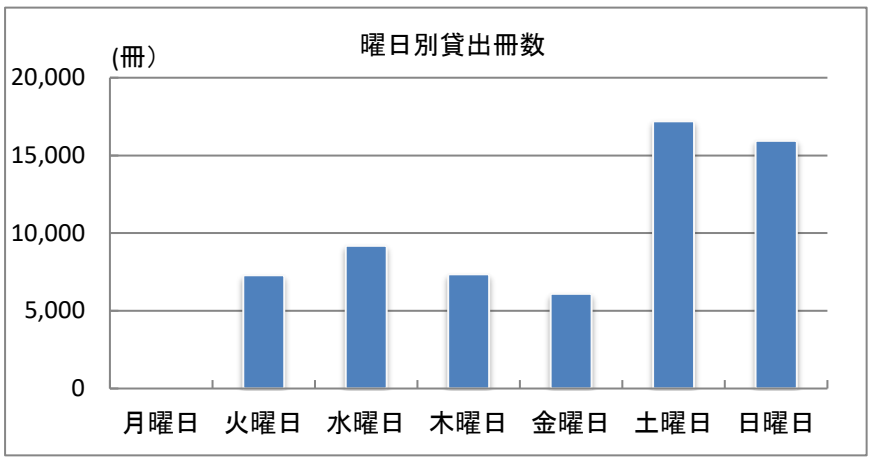

9．月別開館日数・貸出冊数・貸出者数

	開館日数	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)
令和2年　4月	12	3,058	551
5月	0	1,220	156
6月	24	5,187	977
7月	24	5,810	1,098
8月	26	6,876	1,281
9月	23	5,476	1,057
10月	27	6,332	1,233
11月	24	5,900	1,149
12月	23	5,378	1,019
令和3年　1月	24	6,176	1,174
2月	21	5,639	1,043
3月	24	6,011	1,106
合　計	252	63,063	11,844

○相互貸借件数

図書館名	借受	貸出	図書館名	借受	貸出
三重県立図書館	96	59	小牧市立図書館	1	
桑名市立中央図書館	16	32	名古屋市鶴舞中央図書館	4	
ふるさと多度文学館	2	8	安城市図書情報館	8	
長島輪中図書館	12	1	豊田市中央図書館	6	
木曽岬町立図書館	10	8	名古屋市志段味図書館	1	
いなべ市北勢図書館	7		岡崎市立図書館	2	
いなべ市員弁図書館	1	1	みよし市立中央図書館	1	
いなべ市大安図書館	9	12	稲沢市図書館	1	
いなべ市藤原図書館	4	1	犬山市立図書館	1	
東員町立図書館	12	8	日進市立図書館	1	
四日市市立図書館	18	6	西尾市立図書館	4	
あさけプラザ図書館	5	4	尾張旭市立図書館	2	
楠公民館図書室	8	4	一宮市立中央図書館	4	
菰野町図書館	17	19	一宮市立玉堂記念木曽川図書館	1	
川越町あいあいセンター図書室	12	8	北名古屋市東図書館	1	
鈴鹿市立図書館	14	9	岐阜県図書館	6	
亀山市立図書館	15	10	岐阜市立中央図書館	2	
津市津図書館	23	3	大垣市立図書館	1	
津市久居ふるさと文学館	8	1	美濃市図書館	1	
津市河芸図書館	5	1	土岐市図書館	1	
津市芸濃図書館	7	5	可児市立図書館	1	
津市美里図書館	14		各務原市図書館	1	
津市安濃図書館	4	1	多治見市図書館	1	
津市きらめき図書館	5	3	羽島市立図書館	1	
津市一志図書館	6		関市立図書館	3	
津市うぐいす図書館	6	2	高山市図書館	1	
松阪市松阪図書館	14	11	海津市図書館	1	
松阪市嬉野図書館	7	1	池田町図書館	2	
多気町立多気図書館	9	8	山県市図書館	1	
多気町立勢和図書館	7	13	関ヶ原ふれあい図書館	2	
明和町立図書館	10	3	富山県立図書館	1	
大台町立図書館	7	7	高岡市立中田図書館	1	
伊勢市立伊勢図書館	11	26	射水市正力図書館	1	
伊勢市立小俣図書館	14	7	富山市立図書館	1	
鳥羽市立図書館	15	2	滑川市立図書館	1	
志摩市立図書館	10	8	朝日町図書館	1	
伊賀市上野図書館	16		入善町立図書館	1	
名張市立図書館	13	14	砺波市立庄川図書館	1	
尾鷲市立図書館	17		宮古島市立図書館	1	
熊野市立図書館	12	7	三重大学付属図書館	7	
紀北町児童図書室	1		名古屋大学附属図書館	1	
紀北町海山図書室	3		名古屋市立大学図書館	2	
紀伊長島図書室	9	15	岐阜大学附属図書館	1	
紀宝町立鵜殿図書館	8		中部学院大学図書館	30	
磯部町立図書館		4	富山県立大学図書館	1	
志摩図書室		4	奈良大学図書館	2	
愛知県図書館	4		合　計	639	336

○視聴覚資料利用件数　　単位：件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※新型コロナウイルスの影響によりAVコーナーを閉鎖

10. 各種サービス利用件数

○予約・リクエスト件数

予　　約	1,668件
内インターネット予約	410件
リクエスト	868件

○コピー利用件数

利用件数	63件
利用枚数	179枚

11. 定期刊行物資料一覧

【雑誌】

AERA	週刊
ALBA	月2刊
安心	月刊
with	月刊
美しいキモノ	季刊
栄養と料理	月刊
NHKきょうの健康	月刊
NHKきょうの料理	月刊
NHK趣味の園芸	月刊
園芸ガイド	季刊
男の隠れ家	月刊
オレンジページ	月2刊
かがくのとも	月刊
家庭画報	月刊
Can　Cam	月刊
クーヨン	月刊
暮しの手帖	隔月刊
クロワッサン	月2刊
芸術新潮	月刊
健康	月刊
子供の科学	月刊
こどものとも 012	月刊
こどものとも 年少版	月刊
こどものとも 年中向き	月刊
この本読んで！	季刊
サライ	月刊
CNN　ENGLISH　EXPRESS	月刊
JTB時刻表	月刊
週刊新潮	週刊
ジュニアエラ	月刊
スクリーン	月刊
すてきにハンドメイド	月刊
SUMAI no SEKKEI	隔月刊

ダ・ヴィンチ	月刊
ダイヤモンドZAi	月刊
たくさんのふしぎ	月刊
旅の手帖	月刊
たまごクラブ	月刊
サンキュ！	月刊
中央公論	月刊
つり人	月刊
鉄道ファン	月刊
東海ウォーカー	隔月刊
NAGI	季刊
ナショナル　ジオグラフィック　日本版	月刊
Number	隔週刊
日経PC21	月刊
日経トレンディ	月刊
日本カメラ	月刊
News week 日本版	週刊
Newton	月刊
non－no	月刊
俳句	月刊
博物館研究	月刊
BE－PAL	月刊
ひよこクラブ	月刊
婦人公論	月2刊
PLUS 1 LIVING	季刊
プレジデント	月2刊
文芸春秋	月刊
ミセス	月刊
MEN'S　NON-NO	月刊
MOE	月刊
MOTOR　MAGAZINE	月刊
山と渓谷	月刊
LEE	月刊
レタスクラブ	月2刊

【 新聞 】

○ 朝日新聞
○ 伊勢新聞
○ 中日新聞
○ 中日スポーツ
○ 日本経済新聞
○ 毎日新聞
○ 読売新聞

【 その他 】

○ 広報あさひ
○ あさひ議会だより
○ 各種リーフレット（国・県等発行）

12. 各種統計

【基礎数値】

住民人口	11,014 人	
蔵書冊数	56,878 冊	(雑誌・AV資料除く)
貸出冊数	61,004 冊	(団体貸出除く)
貸出者数	11,844 人	
登録者数	6,475 人	
朝日町	3,628 人	
町外	2,847 人	

(令和3年3月31日現在)

1 登録率(朝日町)	登録者数(朝日町) / 住民人口 × 100 =	32.9 %
2 住民人口ひとり当り貸出冊数	貸出冊数 / 住民人口 =	5.54 冊
3 利用者一回当り貸出冊数	貸出冊数 / 貸出者数 =	5.15 冊
4 登録者ひとり当り貸出冊数	貸出冊数 / 登録者数 =	9.42 冊
5 登録者ひとり当り貸出回数	貸出者数 / 登録者数 =	1.83 回
6 蔵書回転率	※貸出冊数(図書のみ) / 蔵書数 =	1.00

※団体貸出を含む図書貸出冊数(56,755冊)

Ⅴ　諸統計

(1)施設利用状況

	あさひライブラリー（図書館）		歴史博物館	視聴覚室		学習コーナー	会議室	
				団体利用		人数	団体数	人数
	貸出者数	貸出冊数	観覧者数	団体数	人数			
4月	551	3,058	休館	閉鎖		—	閉鎖	
5月	156	1,220	休館	閉鎖		—	閉鎖	
6月	977	5,187	42	1	6	—	0	0
7月	1,098	5,810	39	2	24	—	0	0
8月	1,281	6,876	51	2	15	—	0	0
9月	1,057	5,476	65	4	40	—	1	8
10月	1,233	6,332	45	4	32	—	0	0
11月	1,149	5,900	446	4	39	50	0	0
12月	1,019	5,378	201	4	31	93	0	0
1月	1,174	6,176	395	6	46	82	0	0
2月	1,043	5,639	420	1	7	173	1	6
3月	1,106	6,011	46	5	45	86	1	15
計	11,844	63,063	1,750	33	285	484	3	29

※学習コーナー…2階ギャラリーを学習スペースとして開放

(2)日誌抄

月	日	内　容
4	1	視聴覚室利用(フォンターナ)中止
	3	会議室利用(写楽会)中止
	7	視聴覚室利用(友朋書会)中止
	19	視聴覚室利用(子ども将棋教室)中止
	22	会議室利用(三重郡校長会)
	28	視聴覚室利用(友朋書会)中止
5	2	視聴覚室利用(写楽会)中止
	13	視聴覚室利用(フォンターナ)中止
	17	視聴覚室利用(ストーリーテリング)中止
	19	視聴覚室利用(友朋書会)
	19	第1回古文書学習会[博]中止
	26	視聴覚室利用(友朋書会)中止
	31	視聴覚室利用(子ども将棋教室)中止
6	2	視聴覚室利用(友朋書会)中止
	3	視聴覚室利用(フォンターナ)
	5	会議室利用(写楽会)
	11	視聴覚室利用(やきものたまご)
	23	第2回古文書学習会1部[博]
7	1	視聴覚室利用(フォンターナ)
	3	会議室利用(写楽会)
	7	第2回古文書学習会2部[博]
	14	視聴覚室利用(友朋書会)
	19	視聴覚室利用(子ども将棋教室)中止
	21	視聴覚室利用(友朋書会)
	22～8/11	エントランス利用(原爆パネル展)
8	2	視聴覚室利用(子ども将棋教室)中止
	5	視聴覚室利用(フォンターナ)
	6	視聴覚室利用(写楽会)
	11	視聴覚室利用(友朋書会)
	12～9/6	朝日中学校3年生俳句作品展[博]
	18	第3回古文書学習会1部[博]
	18～19	朝日中学校教員研修
	27～9/1	博物館実習[博]

月	日	内　容
9	2	視聴覚室利用(フォンターナ)
	3	視聴覚室利用(写楽会)
	8	視聴覚室利用(友朋書会)
	8	第3回古文書学習会2部[博]
	12	視聴覚室利用(子育て健康課ファミサポ)
	17	会議室利用(三重郡人権・同和教育研究協議会)
	26	第1回文化教養講座[博]
10	1	視聴覚室利用(写楽会)
	6	視聴覚室利用(友朋書会)
	6	第4回古文書学習会1部[博]
	7	視聴覚室利用(フォンターナ)
	13	第4回古文書学習会2部[博]
	18	視聴覚室利用(ストーリーテリング)
	27	視聴覚室利用(友朋書会)
	28	乳幼児向けおはなし会[図]
11	1	リサイクル会[図]
	3	リサイクル会[図]
	4	視聴覚室利用(フォンターナ)
	5	視聴覚室利用(写楽会)
	17	視聴覚室利用(友朋書会)
	17	第5回古文書学習会1部[博]
	21	第2回文化教養講座[博]
	24	視聴覚室利用(友朋書会)
	24	第5回古文書学習会2部[博]
12	2	視聴覚室利用(フォンターナ)
	3	視聴覚室利用(写楽会)
	11	視聴覚室・会議室利用(三重郡教頭会)
	17	会議室利用(三重郡校長会)
	22	視聴覚室使用(友朋書会)
	23	乳幼児向けおはなし会[図]
1	7	視聴覚室利用(写楽会)
	19	第6回古文書学習会1部[博]
	26	消防訓練[施設]
	26	第6回古文書学習会2部[博]
	30	視聴覚室利用(子育てドロップ)

2	3～28	朝日小学校6年生俳句作品展[博]
	4	視聴覚室利用(写楽会)
	13	第3回文化教養講座[博]
	24	乳幼児向けおはなし会[図]
	24	会議室利用(フォンターナ)
	27	ぬいぐるみお泊り会[図]
3	3	視聴覚室利用(フォンターナ)
	4	視聴覚室利用(写楽会)
	5	視聴覚室利用(産業建設課)
	9	第7回古文書学習会1部[博]
	16	第7回古文書学習会2部[博]
	23	視聴覚室利用(友朋書会)
	27	映画会[図]
	30	視聴覚室利用(友朋書会)

(3)新型コロナウイルス感染症対策実績

1. 館の運営状況

4月 1日 ～14日	博物館臨時休館、図書館開館(新聞・雑誌撤去、閲覧席撤去、各コーナー閉鎖、複写・レファレンスサービス停止)、貸館業務停止
4月15日 ～5月31日	全館臨時休館
4月21日 ～30日	蔵書点検実施[図書館]
5月 7日 ～6月2日	本の宅配サービス「おうちで本！」実施[図書館]
6月 2日 ～	開館(団体見学停止[博物館]、新聞・雑誌撤去、閲覧席撤去、各コーナー閉鎖、複写・レファレンスサービス停止[図書館]、貸館業務制限付きで再開、入館時のヘルスチェック開始)
7月 1日 ～	図書館サービス再開(新聞・雑誌閲覧、複写・レファレンスサービス、一部座席利用、古松文庫開放)
7月15日	空気清浄機設置
7月22日	図書消毒器設置
10月	学習コーナー開設(2階エントランス)
11月	本のおまかせセット「楽んチョ」貸出開始

2. 新型コロナウイルス感染症対策事業

◇新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 (単位:千円)

事業名	事業の概要	事業費
教育文化施設衛生環境整備事業	施設及び来館者への感染症予防対策に必要な衛生用品の確保。 ・機材消毒液 100本 ・手指消毒液 60本	94
教育文化施設衛生用品購入事業	換気効果の乏しい密閉空間を浄化し、図書の衛生を保つことにより、感染機会の削減と快適な利用環境の整備を行う。 ・空気清浄機 2台 ・図書除菌機 1台	947
図書館パワーアップ事業	「新しい生活様式」の実践として、三密防止などの感染機会を削減、在宅時間を有意義に過ごしてもらうため、図書館の蔵書を増やす。お薦め本を5冊セットにして貸出すサービス「楽んチョ」として展開。100セット作成。 ・図書購入 500冊 ・図書マーク 500件 ・手提げ袋 100枚	652

◇その他事業

事業名	事業の概要
本の宅配サービス事業	外出自粛等にご協力いただいている町民への在宅生活応援のサービスとして、本の宅配サービス「おうちで本！」を実施。 ・利用人数 123人 ・宅配件数 90件 ・貸出冊数 928冊

Ⅵ　運営協議会

（１）運営協議会

朝日町教育文化施設運営協議会は、施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、運営の円滑化のための協力を行う機関として設置されており、委員９名により構成されています。本年度は以下の日程で２回の会議を開催しました。

朝日町教育文化施設運営協議会委員

区　分	氏　名	備　考
歴史博物館部会	稲垣 陽子	文化財調査委員
歴史博物館部会	片山 恭輔	文化財調査委員
歴史博物館部会	川﨑 隆章	文化財調査委員
図書館部会	田中 陽子	朝日小学校教頭
歴史博物館部会	安達 芳子	文化財調査委員
図書館部会	風間 泰人　○☆	朝日中学校教頭
図書館部会	田中 みわ子	学識経験者
歴史博物館部会	樋口 和美　◎☆	文化財調査委員
図書館部会	矢野 加津子	図書館ボランティア代表

◎委員長　○副委員長　☆部会長

＜運営協議会＞

第１回　日　時：令和２年５月（書面決議）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

事　項：１　役員選出について

２　令和元年度実績報告について

３　令和２年度事業計画について

第２回　日　時：令和３年 ３月 18 日(木) 13:30～14:30

事　項：１　令和元年度事業実績報告について

２　令和２年度事業計画について

３　その他

Ⅶ　関係法規

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例

平成9年6月20日

条例第12号

改正　平成12年3月17日条例第9号

平成24年3月16日条例第3号

(趣旨)

第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2並びに図書館法(昭和25年法律第118号)第10条及び博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、朝日町教育文化施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的、名称及び位置)

第2条　町民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、次の施設を設置する。

名称　朝日町教育文化施設

位置　朝日町大字柿2278番地

(館の設置)

第3条　朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)内に次の館を設置する。

(1)　朝日町図書館［あさひライブラリー］

(2)　朝日町歴史博物館

(職員)

第4条　施設に必要な職員を置く。

(事業)

第5条　施設は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2　朝日町図書館［あさひライブラリー］(以下「図書館」という。)

(1)　図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集、整理及び保存に関すること。

(2)　図書館資料の貸出しに関すること。

(3)　読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助、図書館資料の利用のための相談に関すること。

(4)　読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関すること。

(5)　館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。

(6)　時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。

(7)　他の図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。

(8)　その他目的を達成するために必要な事業

3　朝日町歴史博物館(以下「博物館」という。)

(1)　朝日町の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、及び利用に供すること。

(2)　博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。

(3)　博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。

(4)　博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。

(5)　博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

(6)　博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。

(7)　他の博物館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。

(8)　その他目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第6条　博物館の常設展示会場における観覧料は、無料とする。ただし、特別な展示がある会場へ入場しようとする者は、1,000円以内で町長が定める観覧料を納付しなければならない。

(特別利用の許可等)

第7条　博物館資料、図書館貴重資料について、学術研究のために熟覧、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(施設の使用等)

第8条　委員会は、第2条の目的に反せず、第5条の事業に支障のない範囲において、施設の視聴覚室、会議室、ビデオ編集室、ギャラリー(以下「視聴覚室等」という。)の使用を許可することができる。

2　前項の規定により、視聴覚室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

3　前項の許可を受けた者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

(入館等の制限)

第9条　委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、施設への入館を拒否し、

若しくは退館を命じ、又は第7条及び前条第1項の許可をしない。

(1)　公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2)　博物館資料、図書館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3)　その他管理運営上支障があると認めたとき。

2　委員会は、前2条の許可に施設の管理運営上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第10条　委員会は、第7条及び第8条第2項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)が次の各号の一に該当すると認めたときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3)　許可の条件に違反したとき。

(4)　その他委員会において特に必要があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条　使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条　使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条　使用者等は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により取消し等されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2　使用者等が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条　使用者等は、使用若しくは利用中に建物、附属設備及び資料等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(観覧料及び使用料の免除)

第15条　町長は、特に必要があると認めたときは、観覧料及び使用料を免除することができる。

(観覧料及び使用料の還付)

第16条　既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(運営協議会)

第17条　施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法第14条及び博物館法第20条第1項の規定に基づき、施設に朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2　協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。

3　協議会の委員の定数は、12人以内とする。

4　協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に規則で定める。

附　則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

ただし、第6条から第17条までの規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附　則(平成12年条例第9号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(1)　施設使用料

区　分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	全日午前9時から午後5時まで
視聴覚室	1,000円	1,000円	2,000円
会議室	1,000円	1,000円	2,000円
ギャラリー	1,000円	1,000円	2,000円
ビデオ編集室	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考　ギャラリーについては、ワークショップギャラリー及び町民ギャラリーにおいて、専じて展示会等に使用する場合につき使用料を徴収する。

(2)　設備器具使用料

区分	使用料(1回一式)
16ミリ映写機	500円
スライド映写機	500円
プロジェクター	1,000円

備考

(1)　上記使用料は午前、午後の使用時間内を各1回、全日を2回として徴収する。

(2)　上記に記載のないものについては、その都度、教育委員会が定める。

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則

平成9年10月1日
教委規則第2号
改正　平成12年3月23日教委規則第6号
平成13年9月1日教委規則第4号
平成14年8月1日教委規則第8号
平成15年5月26日教委規則第4号
平成15年7月30日教委規則第5号
平成16年3月24日教委規則第4号
平成19年10月1日教委規則第10号
平成24年3月21日教委規則第3号
平成29年6月21日教委規則第1号

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は、朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例(平成9年朝日町条例第12号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条　朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)に館長を置く。

2　館長の下に、必要に応じて、次長、係長、主任、司書、学芸員及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条　館長は、上司の命を受け、館務をつかさどる。

2　次長は、上司の命を受け、館長を補佐し、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3　係長、主任は、上司の命を受け、次長の職務を助け、担当事務を処理する。

4　司書及び学芸員は、上司の命を受け、専門的な担当事務に従事する。

5　その他の職員は、上司の命を受け、担当の業務に従事する。

(開館時間)

第4条　施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条　施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日、ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日を除き、土、日曜日に重なった場合は休館としない。

(2)　月曜日

(3)　毎月末日、ただし、この日が土、日、月曜日の場合は、次の火曜日

(4)　特別図書整理期間及び特別展示準備期間(毎年10日以内)

(入館者の遵守事項)

第6条　入館者は入館中、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1)　資料の閲覧は、所定の場所で行うこと。ただし、館長が特別に認めたときは、この限りでない。

(2)　所定の場所以外で喫煙、飲食、又は火気を使用しないこと。

(3)　館内においては静粛にし、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4)　許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打つ等、建物その他の物品を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(5)　その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(特別利用の許可の申請)

第7条　条例第7条の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(特別利用の許可)

第8条　委員会は、前条の利用許可申請について適当と認めるときは、利用の許可を決定し、朝日町教育文化施設資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可の申請)

第9条　条例第8条第2項の規定により、視聴覚室等の使用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用許可申請書(様式第3号。以下「使用許可申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。

2　使用許可申請書は、使用日が6カ月以後のものについては、これを受理しないものとする。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項の期間前に受理できるものとする。

(1)　朝日町及び委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。

(2)　その他委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用の許可等)

第10条　委員会は、使用許可申請書を受理した場合、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、朝日町教育文化施設使用許可書(様式第4号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

2　前項の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、使用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条　使用者は使用許可の取消し又は変更の許可を受けようとするときは、朝日町教育文化施設使用取消申請書又は朝日町教育文化施設使用変更申請書(様式第5号)に、使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2　委員会は、前項の規定により使用の取消し又は変更を許可したときは、朝日町教育文化施設使用取消許可書又は朝日町教育文化施設使用変更許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用料の納付)

第12条　使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2　国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(使用料の還付)

第13条　条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合については、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。　10割

(2)　使用者が、使用日の前7日前までに使用許可の取消し申請をし、許可されたとき。　5割

(3)　使用者が、使用変更を許可された場合において、既納使用料に過納金が生じた場合　過納金の全額

2　前項の還付を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用料還付申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。

3　委員会は、前項の申請について承認したときは、朝日町教育文化施設使用料還付決定通

知書(様式第8号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第14条　使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。

(2)　入館者から料金等を徴収してはならない。ただし、資料代等として委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(3)　物品を販売し、又は販売を目的とする催物を行わないこと。ただし、条例第8条に定めのない施設の使用については、委員会が朝日町教育文化施設の使用に関する要綱で許可した者が主催する催物を除く。

(4)　使用中における施設等の管理及び火災防止に努めること。

(職務上の立入り)

第15条　使用者は、係員の職務上の立入りを拒むことができない。

(施設等の損傷の届出)

第16条　使用者は、施設、附属施設等を損傷又は減失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない

(損害の賠償)

第17条　博物館資料、図書資料又は施設、設備を破損、汚損若しくは紛失した者は、現品又は損害相当額を弁償しなければならない。

(原状回復の確認)

第18条　使用者は、条例第13条第1項の規定により原状回復をしたときは、係員の確認を受けなければならない。

(使用料の免除)

第19条　条例第15条の規定に基づく使用料の免除の範囲は次のとおりとする。

(1)　朝日町及び委員会が主催する事業

(2)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校(以下「学校等」という。)が学校活動の場として使用する場合

(3)　その他委員会が免除することを適当と認めた場合

第2章　図書館

(館内閲覧)

第20条　館内閲覧は利用手続を必要としない。ただし、貴重資料、書庫の閲覧は係員に申し出てその指示に従わなければならない。

(利用者の資格)

第21条　館外利用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

(1)　町内に居住する者、又は三重県内に居住する者で委員会が認めた者

(2)　町内に勤務場所を有する者

(3)　その他委員会が特に認めた者

(貸出しの手続)

第22条　資料を館外利用しようとする者は、貸出登録申込書(様式第9号)により申請し、図書カード(様式第10号)の交付を受けなければならない。

2　図書カードの有効期限は、交付の日から3年間とする。

3　資料の貸出しを受けるときは、図書カードを提示しなければならない。

4　貸出登録申込書の記載事項に変更を生じたとき又は図書カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

5　図書カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。これらにより損害が生じたときは、当該図書カードを受けた者がその責任を負うものとする。

(貸出しの制限)

第23条　次の各号に掲げる資料は、館外への貸出しはしない。

(1)　貴重資料

(2)　郷土資料

(3)　各種辞書及び参考資料

(4)　視聴覚資料

(5)　その他委員会が貸出し不適当と認めた資料

(貸出資料数及び期間)

第24条　貸出し資料数は、10冊以内とする。

2　貸出し期間は14日以内とする。

3　委員会が特に必要と認めたときは、貸出し資料数及び貸出し期間を別に定めることができる。

(資料の返却)

第25条　委員会は、図書館資料を貸出し期間内に返却しなかった者に対し、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

2　図書館資料を貸出し期間を越えて引き続き利用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期間から14日を限度とする。

(費用弁償)

第26条　委員会は、貸出し期間を経過し、資料返却の督促を受けた者に対し、それに要した費用を弁償させることができる。

(複写の申込)

第27条　資料の複写を求める者は、実費相当額を添えて申し込まなければならない。

(複写の制限)

第28条　次の各号の一に該当する場合は、委員会は複写を認めないことがある。

(1)　著作権法(昭和45年法律第48号)に違反するおそれがあると認められるとき。

(2)　図書館資料以外のとき。

(3)　その他委員会が複写を不適当と認めたとき。

(寄贈及び寄託)

第29条　朝日町図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2　朝日町図書館に資料を寄贈及び寄託しようとするものは、朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書(様式第11号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3　委員会は前項の承認をしたときは、朝日町図書館資料受領書(様式第12号)を交付するものとする。

4　資料の寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、委員会が特別な事由により必要と認めた場合は、委員会が負担する。

5　寄贈を受けた資料は、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

6　寄託された資料は、朝日町図書館の所有に属する貴重資料等と同様の取扱いをする。

7　委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

8　寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町図書館資料受領書と引換えに行うものとする。

第3章　歴史博物館

(観覧の手続)

第30条　委員会が特に必要と認めたときは、特別展示等における優待券、招待券及び前売観覧券を発行することができる。

(観覧料の免除)

第31条　条例第15条に基づく観覧料の免除の範囲は、次のとおりとする。

(1)　教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて観覧する学生、生徒、児童

及びその引率者

(2)　高齢者(70歳以上)、心身障害者及びその介助者

(3)　朝日町歴史博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会及び研究会に参加する者

(4)　その他委員会が免除することが適当と認めた者

(特別利用の制限)

第32条　次の各号の一に該当するときは、特別利用の許可をしない。

(1)　特別利用によって博物館資料及び図書館貴重資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。

(2)　現に博物館資料が展示されているとき。

(3)　寄託された博物館資料及び図書館貴重資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4)　著作権がある博物館資料及び図書館貴重資料で著作権の承諾を得ていないとき。

(5)　その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(資料の貸出)

第33条　博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げる者に対して、貸し出すことができる。

(1)　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設

(2)　国及び地方公共団体

(3)　学校等

(4)　その他委員会が適当と認めた者

2　前項ただし書の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書(様式第13号)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

3　委員会は、前項の許可をしたときは、朝日町歴史博物館資料貸出許可書(様式第14号)を交付するものとする。

4　借受人(第2項の許可を受けたものをいう。以下同じ)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

5　博物館資料の貸出期間は30日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、1年以内の範囲で貸出しを許可することができる。

(寄贈又は寄託)

第34条　博物館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、朝日町歴史博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第15号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2　委員会は、前項の承認をしたときは、朝日町歴史博物館資料受領書(様式第16号)を交付するものとする。

3　寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4　委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5　寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町歴史博物館資料受領書と引換えに行うものとする。

第4章　運営協議会

第35条　削除

(協議会の委員長及び副委員長)

第36条　条例第17条に規定する朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2　委員長及び副委員長の任期は、協議会の委員(以下「委員」という。)としての在任期間とする。

3　委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第37条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、館長の申出により委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第38条　協議会内に次の専門部会を設置することができる。

(1)　図書館部会

(2)　歴史博物館部会

(庶務)

第39条　協議会及び専門部会の庶務は文化課において処理する。

第5章　雑則

(委任)

第40条　この規則に定めるもののほか、管理及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(補則)

第41条　施設の処務については、この規則に定めるもののほか、朝日町教育委員会事務局組織規則(平成8年朝日町教委規則第4号)を準用する。

附　則

この規則は、平成9年10月1日より施行する。

附　則(平成12年教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附　則(平成14年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附　則(平成15年教委規則第5号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附　則(平成16年教委規則第4号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成19年教委規則第10号)

(施行期日)

1　この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、この規則による改正前の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第1項の規定により図書カードの交

付を受けた者については、改正後の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第2項の規定に関わらず、当該図書カードの有効期限は、施行日から平成22年11月1日までとする。

附　則(平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

令和２年度

年　報

編集・発行　朝日町教育文化施設
〒510-8103　三重県三重郡朝日町柿 2278
電　　話　059-377-6111
発行年月日　令和３年 ９月 15 日